

議員研修会

古賀市議会の歩み ～議会基本条例の 基本的理解に向けて～

2023年5月30日（火）

奴間健司（議会運営委員会委員長）

本日の研修会の意義

議会基本条例

第2条 第2項

議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を実施しなければならない。

日本国憲法

第8章 地方自治

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する

地方自治法

第6章 議会

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。（全一五件）

②前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

議会の権限

- (1) 議決権
- (2) 選挙権
- (3) 検査権
- (4) 監査の請求権
- (5) 意見書提出権
- (6) 調査権
- (7) 自律権
- (8) 同意権
- (9) 承認権
- (10) 請願、陳情を受理し、処理する権限
- (11) 報告、書類の受理権
- (12) 議員派遣

古賀市議会の歩み

古賀市議会の歩み

模索

1995年

- 「議会だより」の発行
- 議会閉会中の所管事務調査
- 一日一委員会の開催
- 議長裁量による一問一答

検討

2007年

- 議会活性化特別委員会
- 議会基本条例の視察研修
- 三重県議会事務局次長による研修会
- 「基本条例は、来任期における重要な検討課題」

実現

2011年

- インターネット中継・録画配信の開始
- 2014年4月、議会基本条例の施行
- 災害対応要綱や看護大学とのパートナーシップ協定

定着

2015年

- 議会改革の定着、継続
- 議会版BCP
- 地方創生対応
- スマホ、iPad対応
- 政策推進会議提言

継続

2019年

- 議会改革継続
- 政策推進会議・気候変動
- コロナ対応と基本条例改正・BCP改定
- タブレット

〇〇

2023年



1995年9月14日
議案採決を最終日にすること
一般質問持ち時間制を提案

議会運営に関する申し入れ書

我が町の人口も5万人を突破し、来る10月1日の国勢調査の結果が出れば、市制施行への法的条件をすべてクリアすることになります。

住民の意識も町民から市民となれば大きく変化するでしょうし、我々議員もそんな住民の負託に応えられるよう、率先して近代的・民主的な議会運営に努めていかねばなりません。

議会の権威を高め、住民の意志がより一層反映される議会となるために、以下の2点の改善を申し入れます。

記

- 1、我が町議会での議案審議は、例外的な議案を除き、初日に議案上程から趣旨説明・質疑・討論・採決まで全部終わらせています。議案審議がより慎重に進められるように、初日は趣旨説明と大綱質疑にとどめ、すべての議案は考案日を設けるものとし、採決は最終日とするよう申し入れます。
- 2、一般質問に与えられている時間の中には執行部の答弁の時間も含まれています。答弁の長さに関係なく、質問者が与えられた時間を十分に政策論争ができるように、質問者の発言時間のみが計られるよう申し入れます。

平成7年9月14日

高原正議長殿

賛同者

藤岡政春
細島育代
新町直子
奴間健司
仲道誠明
清原留夫
矢野順太



28年前
議会改革の産声が上がった

議会基本条例の制定、施行に向けた取り組み

議会基本条例等調査特別委員会設置（2011年6月22日）

先進地視察

ワーキングチーム

市民アンケート

パブリックヒアリング

田中孝男先生研修会

素案検討小委

条例案検討小委

市民説明会

議会基本条例等調査特別委員会最終報告（2013年3月26日）

議会基本条例案議員提案（8人、2013年6月6日）
賛成多数で可決（13：5，6月19日）

議会基本条例施行準備会設置（2013年8月22日）
答申（2014年3月20日）

議会基本条例施行に向けた会議規則改正案
全会一致で可決（2014年3月27日）

議会基本条例施行（2014年4月1日）⇒議会報告会等実施

2年間の検討

8ヶ月の準備

実践

この8ヶ月間の経験が
大きな特徴でした

- 会議規則改正
- 議会報告会
実施要綱
- 政策推進会議
運営要綱
- 議会全員
協議会規定

議会基本条例制定をめぐる論点

① 条例の目的は何か

有っても無くてもよいのか、必要不可欠な条件か、市民への約束か

- ② 議会の役割（議決、批判・監視、さらに政策提言、結果の説明責任）
- ③ 議員研修を盛り込む必要性（個人、委員会、議会全体）
- ④ 自由討議（必要性、法的根拠、休憩中でいいかどうか）
- ⑤ 会議の原則公開（現状評価、傍聴者の許可口述の修正）
- ⑥ 議会報告会（議会として、会派・個人として、議員個人の意見の扱い）
- ⑦ 一問一答（一括質疑も認めるべきか、一問一答の意義）
- ⑧ 反問権（質疑と質問の違い、代案・根拠を必要とするかどうか）
- ⑨ 政策推進会議（特別委員会とどう違うのか）
- ⑩ 条例案の委員会提案か議員提案か
- ⑪ 条例案は賛成多数で可決、8ヶ月の準備期間を経て会議規則改正は賛成全員で可決（政策推進会議や議会報告会に関する要綱等を整備）
- ⑫ 条例案の文言の適正化における議会事務局の役割
- ⑬ 2014年4月以降は議員全員一丸となって
具体化に取り組めた！

● 議会基本条例施行から9年経過。改選もありましたが、その効果を実感していません。

● 検証は議運で行うことにしていますが、コロナ禍を契機に議会基本条例の改正を2021年と2022年に行いました。

インターネット議会中継に至る合意形成の経験

①検討期間

- ア) **検討開始**：2011年6月3日、会派代表者会議等での検討
- イ) 同意確認：2012年1月18日（同意11人、不同意6人）
- ウ) 市長の最終判断と全協での合意：2012年1月30日
- エ) **インターネット中継開始**：2012年6月5日

②検討してきたテーマ

- ア) 議会公開と議場老朽化対策は必要との共通認識
- イ) インターネット中継・録画配信はいまや標準的サービス
- ウ) インターネット利用率が高齢者でも増加し、障がい者にとっては必需ツールとなっている
- エ) 初期投資、維持管理費は導入議会の拡大とともに安価傾向
- オ) 合意形成と並行して老朽化対策・デジタル化の予算要求を提出
- カ) 定住化、企業誘致さらには防災や市民参画の審議会等の中継にも役立つので、予算は議会費でも効果はまちづくり全般に及ぶ

早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革度ランキング 古賀市議会の9年間の推移です

2019年度の評価のポイント

(古賀市議会が大きく後退した理由にもなる)

- ・ 議会改革定着、マンネリ化の中で**新たなアレンジ**がなされたか
- ・ 議会報告会は高校生や政策サポーター等**多様な参加**があったか
- ・ 住民の不安解消、課題解決に向けて**議員間討議**がなされたか
- ・ 常任委員会で議員間討議を行い執行部に**政策を提示**したか
- ・ **ICT**を活用しているか

早稲田大学マニフェスト研究所・議会改革度調査結果の推移

福岡県古賀市議会

	総合順位	内訳順位			議長	主な出来事
		情報共有	住民参加	機能強化		
2011年度	277	298	160	423	矢野治男 奴間健司	議会基本条例等調査特別委設置
2012年度	594	762	512	527	奴間健司	インターネット議会中継開始 海外視察費減額修正
2013年度	312	373	630	265	奴間健司	深夜花火規制条例 議会基本条例可決 保育所新設補助減額修正 会議規則の改正
2014年度	32 九州沖縄 1位	55	91	39	奴間健司	小中学生の議場での作文発表 議会基本条例施行 押しボタン表決システム導入 初の議会報告会 災害対応要綱・マニュアル 議会事務局体制強化の要望書 政務活動費収支報告公開 看護大学パートナーシップ協定 予算特別委インターネット中継 議会報特別委を常任委員会化
2015年度	27 九州沖縄 1位	23	86	62	奴間健司 結城弘明	小中学生の議場での作文発表 インターネット中継対象拡大 政策推進会議政策テーマ発表会 議会報告会
2016年度	49 九州沖縄 1位	58	85	128	結城弘明	議会報告会 公共交通実車調査、アンケート 調査(994件回答) 看護大生インタビュー
2017年度	80 九州沖縄 9位	75	138	157	結城弘明	議会報告会 政策推進会議 看護大生インタビュー
2018年度	109 九州沖縄 9位	241	131	172	結城弘明	議会報告会 政策推進会議 看護大生インタビュー
2019年度	783 九州沖縄 109位	669	983	523	結城弘明	議会報告会 政策推進会議・気候変動問題 看護大生インタビュー

議会基本条例の概要

古賀市議会基本条例（前文、11章、24条）

2013年6月26日 改正 2021年3月26日 2022年3月24日

前文	
第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
第3章	市民と議会の関係（第6条・第7条）
第4章	市長等執行機関と議会及び議員の関係（第8条—第12条）
第5章	政策推進会議（第13条）
第6章	委員会の活動（第14条）
第7章	議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第19条）
第8章	議員の政治倫理（第20条）
第9章	議員の定数及び議員報酬（第21条・第22条）
第10章	政務活動費（第23条）
第11章	見直し手続（第24条）
附則	

前文（抜粋）

地方分権の時代を迎えて、自治体の自己決定と責任の範囲が拡大した現在、議会は、自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行状況及び評価における論点や争点を発見し公開することは、市民からの要請であり、討論の場である議会の使命である。

議会は、これまでもさまざまな議会改革に取り組んできたが、積極的な情報の公開と情報伝達方法の創造、政策形成過程での市民参加の機会の拡充、議員間の自由な討議の機会の創出、市長等の執行機関及びその職員との持続的な緊張関係の保持、議員自身の研さんと資質の向上、議会運営における公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制等の充実を図ることによって、更に市民に開かれ、信頼され、存在感のある、心豊かな議会を築かなければならない。

第1章 総則（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実に必要な基本的事項を定め、二元代表制のもと住民自治を推進し、市民の負託に応えることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を実施しなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則 1/3

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を高め、市長等の市政運営状況を監視し評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるために、市民参加の機会の拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めるものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決及び運営について、その経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を心がけ、議会運営に係る条例等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるための改革に努めるものとする。

5 議会は、市民の議会への関心が高まるように、分かりやすい視点、方法、資料等により議会運営に努めるものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則 2/3

(災害等が発生した場合の対応)

第3条の2 議会は、災害、感染症の流行その他不測の事態が発生した場合においても、前条に規定する議会の活動原則の維持に努めなければならない。

2 議会は、災害等が発生した場合における議会の対応に関し協議又は調整を行うため、災害等対策会議を設置することができる。

3 前2項に定めるもののほか、災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、別に定める。

古賀市議会・議会基本条例等の検証

コロナ対応踏まえ9ヶ月間の議論

2020年4月3日 議会基本条例検証(委員長発議)

5月11日 災害対応要綱検証(議長諮問)

①改正案を賛成全員で可決

②要綱などを議員全員協議会で了承

(2021年3月26日)

改正前

議会基本条例
災害対応規定がない

災害対応要綱
感染症対応がない

時系列行動パターン

行動マニュアル

本会議BCP

感染症流行時の議会対応
2020年11月30日・全協
感染拡大を想定した緊急対応
申し合わせ事項

議会基本条例の改正

第3条(議会の活動原則)に
第3条の2(災害等発生時の
対応)を追加等

会議規則の改正

協議または調整を行う場に
災害等対策会議を追加等

災害対応要綱の改正

委員会と災害等対策会議
議会機能の有無の判断
感染症対応の追加等

災害等対策会議の新設

設置の基準
招集、会議、廃止の基準
所掌事務に感染症を追加
オンライン会議対応を追加等

災害時議員行動マニュアル

感染症発生時の行動
マニュアルを追加等

議会業務継続計画 BCP(第2版)

災害発生時判断の流れを明記
閉会中のBCP事案発生の流れ追加
議会機能が失われた状態を規定等

災害等対応要綱 災害と感染症への対応定める

(災害等対応の基本姿勢)

第2条 災害等発生時も委員会の専門性と特性を考慮した上で、委員会が災害等の対応にあたる

2 議会機能が失われ委員会が開催できないとき、又は災害・感染症の状況により必要と認めるときは災害等対策会議が災害等の対応にあたる

3 委員会を開催することの適否の判断の流れは別に定める

第2章 災害への対応

- 第1 配備への対応
- 第2 配備への対応
- 市災害対策会議設置→議会の対策会議の設置
- 業務継続計画、議員の行動、議会事務局の役割

第3章 感染症の流行への対応

- 国内流行の場合の対応
- 県内流向の場合の対応
- 市インフルエンザ等対策本部設置→議会対策会議設置
- 業務継続計画、議員の行動、議会事務局の役割

第4章 その他不測の事態への対応

- 第2章または第3章の規定の例による

災害等対策会議設置要綱 所掌事務や招集基準

(設置)

市の対策本部が設置→対策会議を設置

(招集)

委員会が開催できないと議長が決したとき
又は災害・感染症の状況により会長が必要と認めたときは会長が招集

(組織)

正副議長、議運・常任委員会委員長

(会議)

●対策会議が開催できないとき又は緊急に決する事件があるとき

●オンライン会議による開催

(廃止)

市対策本部廃止、定例会又は臨時会開催

(所掌事務)

●災害発生時

- ①議員の安否、居場所および連絡先確認
- ②議員から提供された災害情報集約
- ③集約した情報を市対策本部に提供
- ④市対策本部からの情報を議員に提供
- ⑤国、県、国会議員、関係団体への要望

●感染症流行時

- ①議員の健康状態を確認
- ②議員から提供された感染症情報集約
- ③集約した情報を市対策本部に提供
- ④市対策本部からの情報を議員に提供
- ⑤国、県、国会議員、関係団体への要望

第2章 議会及び議員の活動原則 3/3

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研さんに努めるものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民の福祉の向上のため活動するものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 会派に関することは、別に定める。²¹

自由討議の活用

議会基本条例で自由討議尊重を規定

●基本条例 第4条第1項

議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、**議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。**

会議規則で自由討議の運用を規定

●会議規則第52条の2、第115条の2

質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたとき又は動議があったときは、会議に諮って**自由討議を行うことができる。**

●会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

議会基本条例施行前に自由討議を試行

●2013年12月議会

補正予算審査で休憩中に自由討議を試行

総務委員会で自由討議を活用

●2014年6月議会

総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）
で自由討議を活用

決算特別委員会で自由討議を活用

●2014年9月議会

決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について自由討議を行い6人が
発言。委員長報告に盛り込む。

まち・ひと・しごと特別委で自由討議

●2015年9月～12月 各会派・議員の意見を基に自由討議

市民建産委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」

●2016年3月議会 国保税改定に伴う市長への要望

第5次総合計画に対する6点の提言

●2021年11月30日定例会

議案修正、議員提案条例

総合振興計画に対する議会としての提言の経験

- 第4次総合振興計画に対する6点の提言（2013年2月臨時会）
- 第5次総合計画に対する6点の提言（2021年11月30日定例会）

予算関係の減額修正案可決の経験

- 当初予算案の海外視察費の減額修正（2013年3月議会）
- 補正予算案の保育所新設補助の減額修正（2013年12月議会）
- 当初予算に対する付帯決議（2014年3月議会）

議員提案による条例制定の経験

- 深夜花火規制条例の議員提案、可決（2013年6月議会）

第3章 市民と議会の関係 1/2

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するとともに、市民に対して活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

2 議会は、公聴会制度、参考人制度等を活用して、広く利害関係者又は学識経験者等の意見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、課題別の懇談会を開催し、市民の意見を政策及び制度に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明及び意見を聴く機会を設けることができる。

請願者の意見を正式に聞く機会を実現



市民建産委員会（2015年1月19日）

紹介議員の説明と質疑が終了したあと、5分以内という条件で請願者から意見をお聞きしました。

第3章 市民と議会の関係 1/2

(議会報告会)

第7条 議会は、議案等の審議の経過及び結果を報告するとともに、市政全般に関する課題について、市民及び議会が自由に意見を交換する場として議会報告会を開催するよう努めるものとする。

2 議会報告会の運営に関することは、別に定める。

議会報告会実施要綱

幹事会は各常任委員会、議運の正副委員長で構成

前半

会場の全景
2014年7月20日・リーパス



前期

初の議会報告会に103人が参加、よかったと評価

- 7月18, 19, 20日の議会報告会に市民103人が参加
- アンケートには開催を評価する声が記入

2017年
11月18日
古賀東区公民館



各常任、決算、政策推進会議報告・25分



各常任テーブルごとの対話・40分

2017年
11月18日
花見東1区公民館



カフェ方式



全体質疑・15分

2017年
11月19日
青柳区公民館



第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 1/3

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

(一問一答による質疑応答等)

第9条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、市政上における論点及び争点を明確にするため、**一問一答の方式**で行うことができる。

2 議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は当該委員長の許可を得て、当該議員に対し**反問**することができる。

一問一答

議長裁量で一問一答を23年前から導入

- 2000年8月に申し合わせ事項の改正
- 一般質問で一問一答が実施される（持ち時間は30分）

議会基本条例で一問一答を正式に規定

- 2014年4月1日から施行
- 基本条例 第9条

議会の会議における議員と市長等との質疑応答は、市政上における論点および争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

反問権付与

議会基本条例で反問権付与を規定

●基本条例 第9条第2項

議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。



議会基本条例で定めた反問権等の運用について
議長と市長で確認書に調印（2014年3月27日）

確認書（抜粋）

- 反問の内容が、議員が行った質問・質疑の範ちゅうから逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは発言を中止できる。
- 一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、持ち時間に算入しない。
- 市長等は、反問権を行使するときは論点、争点を明確にする³²という趣旨を十分踏まえるものとする。

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 2/3

(政策等の監視及び評価)

第10条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提出されたときは、必要に応じて、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の有無及びその内容
- (5) 古賀市総合計画の基本構想及び基本計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策の評価に資するよう努めるものとする。

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 3/3

(予算及び決算における説明資料の作成)

第11条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて市長等に対し、分かりやすい政策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

(重要な計画等の議決)

第12条 古賀市総合計画基本構想の策定及び変更は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。

第5章 政策推進会議

(政策推進会議)

第13条 議会は、市政に関して重要なものについては、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、**政策推進会議**を開催することができる。

2 議会は、政策推進会議により提言として取りまとめたものについては、**市長等に報告**することができる。

3 政策推進会議の運営に関することは、別に定める。

政策推進会議運営要綱

役員会は各会派選出の議員で構成

政策推進会議の役割

議員全員で 政策立案を推進します

議会基本条例・第13条

- 市政に関して重要なものについて、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、**政策推進会議**を開催することができる
- 提言として取りまとめたものについて市長等に報告することができる

議員間
共通認識

合意形成

政策立案

市長提言
政策条例

全体会

議長

議運

役員会

各会派選出、副議長

作業部会

研修会

議員間討議

合意形成

政策推進会議の実績

議会
災害対応

2015年1月

議会災害
対応要綱

災害時議員
行動マニュアル

地域
公共交通

2017年2月

公共交通体系
確立に向けた提言

※バス乗車調査
※市民アンケート

地域
防災

2018年6月

地域防災提言
※防災基本条例の
早期制定
※発災後72時間の
行動パターン

気候
変動

2021年
11月

地球温暖化対策
政策提言
ゼロカーボンシティ
宣言など

2回目となる政策テーマ発表会

6人が8テーマを発表

2019年
10月18日



- ①福岡堅樹選手の名誉市民顕彰
- ②古賀市健康づくり条例の議員提案
- ③移動手段確保のための「こがバス」再編計画の提言
- ④公共交通について（コガバス路線拡大）
- ⑤環境について（プラゴミ削減）
- ⑥ユニバーサルマナー宣言都市古賀を目指す
- ⑦農林業の振興
- ⑧気候変動（地球温暖化）に対する対応

政策推進会議 気候変動問題の研修（2019年～2021年）

テーマ	講師	実施日
2100年の天気予報	環境省作成	2019年12月18日
壱岐市の気候非常事態宣言	壱岐市SDGs 未来課長	2020年1月20日
地球温暖化と自然災害・熱中症	粕屋北部消防署	2020年6月18日 オンライン研修会
地球温暖化対策実行計画	古賀市環境課	2020年9月18日
企業における取組・蓄電池	10月：菅首相が脱炭素宣言 11月：国会が気候非常事態宣言 正興電機製作所	2021年1月19日 オンライン研修会
地球温暖化に取り組む市民活動	3月末：ゼロカーボンシティ宣言 261市区町村 市民3人の講師	2021年4月20日
5月：温暖化対策改正案成立 2050年ゼロ明記	7月：温室効果ガス削減政府案公表 全体26%から46%削減に	

2年間の研修・議論を経て政策提言

2021年11月25日

地球温暖化に対する 議会の政策提言

- ① **ゼロカーボンシティ宣言**を行うなど
市としての姿勢や目標を明らかにすること
- ② **4R運動**推進や**公共交通利用促進**など市民の
行動変容を促す周知・啓発に取り組むこと
- ③ 山、川、海とつながる特徴を踏まえ、
プラスチックごみ削減運動を広げること
- ④ 公共施設をはじめ**太陽光・蓄電池設置**など
再生可能エネルギーの導入を促進すること
- ⑤ 異常気象が引き起こす**熱中症、土砂災害、
暴風雨**などに対する備えを促進すること

議会として
市長に政策提言
2021年11月25日



田辺市長、本会議で
ゼロカーボンシティ宣言
2021年11月30日



第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第14条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、所管事務調査等により、市民又は団体と意見を交換するための懇談会を積極的に行うよう努めるものとする。

委員会条例

委員会の組織、開催方法の特例

会議規則

第2章 委員会 審査、所管事務調査、閉会中継続審査、自由討議

会期中の付託議案の審査

各委員会で補足説明を受け、詳細質疑を実施。
質疑終了後、討論⇒採決となります。
自由討議の申出があれば討論前に行います。

総務委員会（総務部）

文教厚生委員会（教育部、保健福祉部）

市民建産委員会（市民部、建設産業部）

予算・補正予算・決算審査特別委員会

定例会二日目の本会議
大綱質疑終了後、
所管の委員会に付託

定例会最終日の本会議
各委員長が審査結果の報告
質疑・討論・採決（押しボタン）

日	曜	開議時刻	摘要
6月6日	火		議案書発送、初日付託分の請願提出締切（17時）
6月7日	水	15時	一般質問通告書提出締切
6月8日	木	9時30分	議運
6月9日	金	12時	補正予算資料要求提出締切
6月13日	火	9時30分	本会議（初日） 議案の提案理由の説明等
6月14日	水	12時	大綱質疑通告書提出締切
6月15日	木	9時30分	本会議（2日目） 議案に対する大綱質疑等
6月19日	月	9時30分	常任委員会
6月20日	火	9時30分	常任委員会
6月21日	水	9時30分	常任委員会
6月23日	金	9時30分	補正予算審査特別委員会
6月26日	月	9時30分	一般質問1（質問する議員、割振りは6月8日に決定）
6月27日	火	9時30分	一般質問2
6月28日	水	9時30分	一般質問3
6月29日	木	12時	討論通告書提出締切
6月30日	金	9時30分	本会議（最終日） 付託議案の報告・質疑・討論・採決等

議案書事前配布 6月6日

一般質問通告締切 7日

補正予算資料要求締切 9日

大綱質疑通告締切 14日

本会議で大綱質疑 15日

常任委員会で審査 19～21日

補正予算審査 23日

一般質問
26～28日予定

閉会中の所管事務調査

各課から文書資料とともに各事業等の進捗状況の報告を受け質疑を行う。調査結果の整理は今後の課題。

総務委員会（総務部）

（1日間・視察研修を行うこともできる）

文教厚生委員会（教育部、保健福祉部）

（2日間・視察研修を行うこともできる）

市民建産委員会（市民部、建設産業部）

（2日間・視察研修を行うこともできる）

委員長報告全文をホームページにアップ。会議録の公開、インターネット中継は今後の課題

3委員長の報告
A4版4ページ

定例会最終日の本会議
議会閉会中の継続審査付託

次回定例会初日の本会議
議会閉会中の所管事務調査報告

オンライン委員会 ポイント

① 議会基本条例改正「情報通信技術の活用を図る」の追加

② 委員会条例改正「委員会の開催方法の特例」を追加

③ 会議規則改正「オンライン委員会での出席委員の取り扱い」を追加

④ 費用弁償条例改正「オンライン出席は費用弁償を支給しない」を追加

⑤ 運営要綱策定 オンライン委員会の開催基準、出席委員の責務等を定める

①～④

2022年

3月定例会

賛成全員で可決

オンライン委員会のポイント

- ①開催基準を新型コロナのまん延防止措置の観点から、委員会の参集場所への委員の参集が困難と判断される場合に開催できる
- ②進行に関する表決は採れるが、議会の議決を要する事件の表決は除く
- ③オンラインで出席できるのは委員会の委員とする
- ④実践を積み重ねる中で、開催基準など必要な修正を追加し補強する

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第15条 議会は、議員の政策提言、政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の体制の充実に努めなければならない。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の運用に関することは、別に定める。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、議会活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、議会だより等で市民に公表し、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための広報活動に努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第19条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、⁴⁸情報通信技術の活用を図るものとする。

古賀町議会議長
高原 正 殿

議会運営に関する申入書

今日の社会は政治・経済・文化など、あらゆる分野で急激な変化を遂げています。
我が町議会においては今年、より民主的・近代的な運営を図るため、一般質問と会
期日程について改善されました。これにより議案の慎重審議や、議会の活性化に相
当の効果をおげていることは周知の事実であります。


しかし国際化・情報化・高齢化と更に変革が進む中で、住民の負託に応え得る議会
を目指すとき、尚一層の改善が求められていると思考致します。


以上の観点から下記の3点について検討されるよう申し入れます。


記


- 1 県下、古賀町規模の自治体では、『議会便り』を殆ど発行しています。
住民の方々に議会の審議内容をきちんと知らせるのは、当然の責務と考えます
ので、平成9年3月議会から、『議会便り』を発行するよう申し入れます。
- 2 一般質問は事前の通知を受けて、執行部は当日答弁を用意しています。
議員と執行部が、対等の土俵で政策論議ができるように、一回目の答弁の概要を
事前に質問者に提示されるよう要望致します。
- 3 一般質問日の傍聴者に渡す資料には、質問項目しか記入されておりません。
傍聴者が、もっと議場での論議を理解できるような資料の提供を要望致します。


賛同者


矢野 順 治 


藤 玉 政 春 


篠 崎 秀 人 

細 島 音 代 

新 町 直 子 

奴 間 健 司 

仲 道 誠 明 

清 原 留 夫 

1996年9月
「議会だより」の発行を申入
(当時は町の広報誌に1ページ掲載)

「こが市議会だより」の歩み

1997年3月 議会だより発行検討委員会

1997年9月24日「市議会報編集委員会」発足

1997年11月 「創刊号」発行～第103号まで発行

1999年6月 「議会報編集特別委員会」設置

2005年3月 賛否一覧、討論概要掲載

2006年2月 深沢先生研修会・地方議会人掲載

2014年4月 「議会基本条例」施行・第18条広報

2015年3月 「議会報編集常任委員会」化を可決

2016年5月 「議会報編集常任委員会」スタート

議員が編集

採決結果一覧

予算・決算
市長質疑
賛成・反対討論

施政方針質疑

一般質問
顔写真・氏名

議運・政策推進会
議・一部事務組合

賛否の公開

議会だよりで全議案の議員ごとの賛否を掲載

- 2005年3月から主な議案賛否、2012年から全議案

押しボタン式表決システムを導入

- 2014年6月議会
- 会議規則第70条（起立等による表決）に押しボタン式表決を規定。
賛成、反対を明確にした。



- 押しボタンによる採決後、議長は「投票総数・人、賛成・人、反対・人、よって可決・否決」と口述。
- 可否同数の場合は、直ちに議長裁決とする。以前は投票を行っていたが押しボタン方式により投票を省略できるようになった。

第8章 議員の政治倫理

第20条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理を自覚するとともに、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

第9章 議員の定数及び議員報酬

第21条 議会は、議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するとともに、市民等の意見を聴取するものとする。

2 議員の定数は、別に条例で定める。

第22条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案して定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市民等の意見を聴取するものとする。

3 議員報酬に関することは、別に条例で定める。

第10章 政務活動費

第23条 議員は、政務活動費を有効に利用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費の交付に関することは、別に条例で定める。

第11章 見直し手続

第24条 議会は、この条例の目的の達成状況について、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、[前項](#)の検討の結果、必要があると認められるときは、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

議会基本条例を反映した議会費の予算案へ

2018年度から2つの事務費を新たに計上

議会審議・調査事務費

政策推進会議に関する
経費を盛り込む

議会広報・広聴事務費

議会報、議会報告会に
関する経費を盛り込む

福岡女学院看護大学との パートナーシップ協定

福岡女学院看護大学と古賀市議会
パートナーシップ協定を締結
(2015年2月24日)



看護大学の松尾和枝教授が
議場で記念講演
(2015年2月24日)



前期

古賀市議会と福岡女学院看護大学との
パートナーシップ協定書

古賀市議会（以下「議会」という。）と福岡女学院看護大学（以下「看護大学」という。）とは、両者の連携と相互協力に資するため、次の通り協定締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民を代表して市政に関する意思決定を行う議会と、知的資源を集積する看護大学がパートナーシップを構築することにより、それぞれが持つ資源を有効に活用し、地域社会における政策課題への適切な対処と、地域の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、議会及び看護大学は相互に連携、協力をするものとする。

- (1) 健康づくりについての意見交換、研修の機会
- (2) 議会の政策形成能力の向上に関すること
- (3) 看護大学の教育研究環境の充実に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために、議会及び看護大学が協議の上、必要と認められる事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年（2016年）3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、議会又は看護大学から本協定にかかる変更又は解消の申入れがないときは、同一条件によりさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）


第4条 この協定に定めるもののほか、議会と看護大学との協力に関し必要な事項については、両者協議の上、別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、議会及び看護大学がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年（2015年） 2月24日


古賀市駅東1丁目1番1号

古賀市議会

議長 奴間 健司 

古賀市千鳥1丁目1番7号

福岡女学院看護大学

学長 西間 三馨 

地域社会
政策課題
適切な対処
地域の発展

健康づくり
意見交換
研修

議会の
政策形成
能力向上

大学の
教育環境
充実

パートナーシップ協定に基づく取り組み



福岡女学院看護大学の学生
5人が議員にインタビュー
2015年5月27日



福岡女学院看護大学の学生
4人が一般質問を見た上で
議員にインタビュー
議員活動のあり方について
も質問
2016年5月13日



福岡女学院看護大学の松尾教授が
県市議会議長会研修会で講演
2015年10月15日
健康寿命延伸、議会と大学との
パートナーシップ協定を発信

2023年度も実施予定

◎ 学生の地域診断
発表会に議員参加

◎ 学生による
議員インタビュー

パートナーシップ協定

- ⇒ 大学メリット
- ⇒ 議会メリット
- ⇒ 市民メリット

△ 議会の
政策立案力向上

△ 大学の
教育環境充実

議案審議・市政チェック

所管事務調査
予算・補正・決算特別委

政策推進会議

議会報告と対話
役割と魅力、市民参画

通常の連絡、危機管理

質疑活発化
議員間討議
修正・付帯
指摘・提言

政策提言

広報・公聴

タブレット

ご清聴ありがとうございました。
ご質問、ご意見をお願いします。